



こども・若者の居場所づくり 支援事業補助金

申請受付について

◎市内の民間団体やグループ等が実施する

こども・若者に居場所や体験活動を提供する事業

◎こども・若者が主体的に実施する事業

について、その経費の一部を補助します。

受付期間

令和8年 4/1 水 ~ 5/29 金

詳細は裏面をご確認下さい



対象となる事業 　　子ども・若者が参加する営利を目的としない事業で、以下のいずれか

**交流・体験活動
支援事業**

子ども・若者に対し、多様な交流や体験の機会を提供する事業

(学校行事を除く)

【補助率】対象経費の2分の1
(上限額30万円)

例) キャンプ等の野外活動、地域との交流イベント、職場体験、子ども食堂、学習支援等

**子ども・若者
まんなか活動支援事業**

子ども・若者が主体となり、多様な交流や体験の機会を自らつくる事業

(学校行事を除く)

【補助率】対象経費の4分の3
(上限額10万円)

例) ダンス・音楽イベント、プログラミング・工作体験教室、地域との交流イベント等

対象となる団体 　　以下のいずれにも該当する団体

- 1) 団体の活動が、主に子ども・若者の健全な成長の支援および居場所づくりに資するものであること
- 2) 団体の構成員名簿を提出できること

対象となる経費

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1) 謝金 (団体構成員に対するものを除く) | 5) 通信運搬費 |
| 2) 旅費・交通費 | 6) 材料費 |
| 3) 消耗品費 | 7) 委託料 |
| 4) 印刷製本費 | 8) 借上料 |
| | 9) その他事業の実施に係る経費 |

提出書類

申請は公募制とし、交付決定には審査があります

- 1) 交付申請書
- 2) 事業計画書
- 3) 収支予算書
- 4) 団体構成員の名簿

★過去に実施された事業のチラシ等があれば
参考にご提出下さい

申請書様式等は舞鶴市ホームページ
よりダウンロードできます

交付までの流れ (予定)

- 1) 交付申請の受付
- 2) 交付申請事業の審査・決定
- 3) 交付決定 (または不交付決定) 通知を送付
- 4) 活動の実施
- 5) 事業完了後、実績報告書の提出
- 6) 補助額の確定
- 7) 補助金の振込



令和7年度の
活用事例も
掲載中!!

提出先及び
問い合わせ先

〒625-8555 舞鶴市北吸1044
舞鶴市健康・子ども部 子どもまんなか室 子育て応援課
TEL : 0773-66-1008 mail : kosodate@city.maizuru.lg.jp

5/7からは中総合会館
(舞鶴市余部下1167) に移転します
(TEL・mailは変わりません)